

1.助成の要件

対象団体

次の要件をすべて満たす団体であること

- ① 阪神北地域内で活動している団体
- ② 組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体
- ③ 里山の保全・整備等を継続的、計画的に行う団体
- ④ 構成員から会費等の負担金を徴収している団体

※同一事業に県や他団体から助成金を受けている団体も対象とするが、採択の優先順位が落ちる場合、助成金額を減額する場合がある。また、設立から3年以内の団体を優先する場合がある。

助成金額

上限30万円(1万円単位)

ただし、①及び②に該当する団体(※)は、上限40万円(1回限り)

- ① 「企画提案会」開催時から過去3年以内に設立された団体
- ② 現に保全活動を行っている、又は「企画提案会」から6月以内に保全活動に着手する団体

対象事業

助成金の交付対象となる事業は、地域の魅力ある資源の保全や利活用を目指す「北摂里山博物館構想」の推進に資する以下の事業であり、「北摂里山博物館運営協議会」が設置する「企画提案会」において内容が適切と認められたものとする。なお、①の事業は必須とする。

- ①持続可能な森林の保全・整備
- ②里山保全のための調査研究
- ③森林ボランティア等団体への加入促進のために開催する森林教室等
- ④里山の産品を活用した製品の試作、研究開発、販路開拓等
- ⑤学校や県民を対象とした里山学習・体験活動事業(観察会、セミナー等)
- ⑥里山保全啓発活動や里山の魅力等を伝えるためのPR用リーフレット等の作成や取り組み

※以下に該当する事業は対象から除きます

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的とした事業
- ② 公序良俗に反するものや法律等に抵触する事業
- ③ 地域の祭りや単なる観光振興イベント など

対象事業の期間

2019年4月1日～2020年3月31日に実施される事業

助成対象経費

- ①謝金 講師等謝金
※スタッフ・協働の相手方も可。ただし、一人1回あたり3万円を上限
- ②旅費 講師交通費実費、活動に要するスタッフ交通費実費
※自家用車両での移動にかかる経費、乗車カード購入費、タクシー代は不可
- ③広報宣伝費 PR用ポスター・チラシ・パンフレット・冊子・のぼり等作成費等
- ④需用費 活動資材・材料費、看板等製作費、事務用品等消耗品、資料印刷代等
- ⑤役務費 郵送・運搬費、会場設営・撤去費、看板・のぼり等設置費、イベント保険料等
※領収書のない電話・FAX代は不可。
- ⑥使用料 会場・附属設備使用料、機器レンタル・リース料、バス借上料等
- ⑦備品購入費 事業に必要な機材を購入する経費(一品5万円以上のもの)
※助成対象経費の1/3を上限とする。ただし、※のただし書きの対象団体については、助成対象経費の1/3に10万円を加えた額を上限とする。
- ⑧委託費 事業に必要な業務を委託する経費
※助成対象経費の1/2を上限
- ⑨その他 事業の実施にあたり、必要性が明確に認められる経費

助成対象外経費

- ①団体の経常的な活動経費、運営費(定例会議や事務所維持経費等)
- ②イベント・講座等の参加者負担が妥当と考えられる経費
(食材費、工作体験等の材料費、テキスト代等)
- ③参加者粗品・景品代
- ④燃料代(里山整備に係る作業に要する燃料代は除く)
- ⑤自家用車両移動経費、乗車カード購入費、タクシー代
- ⑥食糧費(会議の茶菓代、昼食代等)
- ⑦領収書がない等、使途が不明な経費

2.応募方法

募集期間(申請書類提出期間)

2019年3月19日(火)～4月26日(金)

※ホームページ(<http://hitosato.jp>)より申請に関する書類を入手し、必要事項を記入の上、北摂里山博物館運営協議会に来訪日時を予約して申請に関わる書類一式ご持参ください。申請書類はメールでお送りすることもできますのでお申し出ください。

申請書の作成に必要な「実施要領」はホームページから入手していただけます。助成金交付の決定前に事業に着手する場合は「交付決定前着手申請書」の提出が必要となります。